

福岡市公報

令和2年7月2日 第6687号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

教育委員会

○指定管理者の公募（公告第1号）…………… 1

教育委員会

福岡市教育委員会公告第1号

福岡市総合図書館条例（以下「条例」という。）第18条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者をそれぞれ公募するので、福岡市総合図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第36条の規定により次のように公告する。

令和2年7月2日

福岡市教育委員会

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市総合図書館	福岡市早良区百道浜三丁目
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地

2 指定の予定期間

(1) 福岡市総合図書館

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 福岡市東図書館

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 福岡市早良南図書館

福岡市早良南図書館の供用開始の日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 福岡市総合図書館

- ア 条例第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務
- イ 条例第5条第1項に規定する利用の許可（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- ウ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- エ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務
- オ 条例第9条に規定する特別な設備の設置（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- カ 条例第10条に規定する使用料の徴収（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- キ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- ク 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可（文書資料に係るものを除く。）及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- ケ 条例第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務
- コ 総合図書館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- サ アからコまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(2) 福岡市東区図書館

- ア 条例第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
- イ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- ウ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務
- エ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- オ 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(3) 福岡市早良南図書館

- ア 条例第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
- イ 条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- ウ 条例第7条に規定する入館の制限に関する業務
- エ 条例第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
- オ 条例第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

名 称	開 館 時 間
福岡市総合図書館	午前10時から午後8時まで（日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）は午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては午前10時から午後10時まで（日曜日及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする（提案内容により開館時間を変更することがある。）。
福岡市東図書館	午前9時から午後8時までとする（提案内容により開館時間を変更することがある。）。
福岡市早良南図書館	

(2) 休館日

名 称	休 館 日
福岡市総合図書館	規則第7条第1項各号に規定する休館日（提案内容により休館日を変更することがある。）
福岡市東図書館	規則第7条第2項各号に規定する休館日（提案内容により休館日を変更することがある。）
福岡市早良南図書館	規則第7条第2項各号に規定する休館日に準じる（提案内容により休館日を変更することがある。）。

(3) 使用料等の徴収

ア 福岡市総合図書館

条例第10条（会議室に係るものに限る。）、第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第13条、第14条、第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

イ 福岡市東図書館

条例第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

ウ 福岡市早良南図書館

条例第11条、第12条第2項（文書資料に係るものを除く。）、規則第15条第1項及び第17条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料等の納入の手続

収納した使用料等について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、そ

の翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日)までに納入すること。

- (5) 使用料等の減免の基準及び手続
条例第14条, 規則第21条に定める基準及び手続によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
- (7) 利用者の使用を制限するときの要件
条例第6条及び第7条に定める要件によること。
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

名 称	上限額	備 考
福岡市総合図書館	164,283千円	議会の議決により額が変動することがある。
福岡市東図書館	46,746千円	
福岡市早良南図書館	18,516千円	

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
イ 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
ウ 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

- (1) 福岡市総合図書館
市内に本店・本社を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体(以下(1)において「法人等」という。)であつて、次のいずれにも該当しないもの
ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項の規定に該当するもの
イ 法人等又はその代表者が、所得税, 法人税, 消費税, 地方消費税及び市税を滞納しているもの
ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

- (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ロ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (ハ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
 - カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- (2) 福岡市東図書館
- ① 市内に事業所を置く法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下(2)及び(3)において「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項の規定に該当するもの
 - イ 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納しているもの
 - ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
 - エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ロ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (ハ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
 - カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
 - ② プライバシーマークについて
法人等は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（旧財団法人日本情報処理開発協会）のプライバシーマーク等、個人情報保護管理の第三者認証を得ていることを要件とする。
- (3) 福岡市早良南図書館

-
- ① 法人等であつて、次のいずれにも該当しないもの。
- ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項の規定に該当するもの
 - イ 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納しているもの
 - ウ 自らの責に帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
 - エ 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - オ 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
 - カ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- ② プライバシーマークについて
- 法人等は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（旧財団法人日本情報処理開発協会）のプライバシーマーク等、個人情報保護管理の第三者認証を得ていることを要件とする。
- 7 管理に係る対価の支払方法
- 会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 8 詳細は、募集要項による。
- 9 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
- 本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書類等をダウンロードすること。
- (2) 期間
- 令和2年7月3日午前10時から同年8月20日午後5時まで
- 10 指定の申請の受付期間及び指定管理者指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
- 令和2年8月7日から同月20日まで（同月11日及び17日を除く。）
-

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

次の表の左欄に掲げる公の施設に係る指定管理者指定申請書の提出先は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

福岡市総合図書館	福岡市早良区百道浜三丁目7番1号 福岡市総合図書館運営課 電話092-852-0618
福岡市東図書館	福岡市早良区百道浜三丁目7番1号 福岡市総合図書館図書サービス課 電話092-852-0605
福岡市早良南図書館	

